

地域密着型通所介護事業所の指定について

地域密着型通所介護事業所の指定について

1. 地域密着型通所介護とは

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性が必要であり、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図るうえで整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行することになりました。この定員 18 人以下の小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」です。

2. 地域密着型サービスの特徴及び今回の移行に係る特例

地域密着型サービスの主な特徴として、指定が市町村単位で行われるため、原則、事業所を所管する市町村の住民以外は利用はできません。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日に通所介護から地域密着型通所介護に移行する事業所は、所在地市町村外の利用者であっても、平成 28 年 3 月 31 日時点で利用者であれば、その利用者の保険者から自動的にみなし指定を受けることとなり、その利用者に限っては平成 28 年度以降も地域密着型通所介護の利用を継続することができます。このみなし指定は移行前にいた利用者限定して適用されるため、平成 28 年 4 月 1 日以降に所在地市町村外の住民を受け入れるには、所在地市町村の同意を得た上でその市町村から新たな指定が必要になります。

3. 本市における状況

本市には現在 4 箇所の通所介護事業所があり、そのうち 1 箇所が地域密着型通所介護に移行予定です。また、米子市にある通所介護事業所を中心に多くの方が境港市以外の事業所を利用されています。

【境港市内の通所介護事業所】

名 称	利用定員
中浜ケアパートナーズ 通所介護事業所	40
デイサービスセンター 新さかい幸朋苑	32
通所介護事業所 デイサービスセンター とのえの家	10
デイサービスセンター さかい幸朋苑	44
計	126

※「デイサービスセンター とのえの家」は地域密着型通所介護に移行予定

【通所介護の利用状況】

	要支援1.2	要介護1~5	計	
市内事業所	46	226	272	
市外事業所(C)	57	163	220	44.7% (C)/(A)
小規模(B)	19	61	80	16.3% (B)/(A)
大規模	38	102	140	
計(A)	103	389	492	

4. 本市における地域密着型通所介護移行後の問題点

地域密着型通所介護への移行により、平成28年4月1日からは市外の地域密着型通所介護事業所は境港市の新規利用者を受け入れることができなくなります。市外事業所の中には、境港市の利用者が8割を超えるところもあり、境港市の新規利用者が受け入れられなくなると事業所の存続が厳しいものもあります。

また、市内にはないリハビリ特化型の短時間デイサービスや少人数でのサービスを希望する方のニーズに答えることができなくなります。

5. よりよいサービス提供を続けるために

平成27年12月時点で、境港市からの利用者を受け入れている地域密着型通所介護事業所は、米子市に10箇所、松江市八束町に2箇所あります。このうち、米子市内の5事業所及び松江市内の2事業所については、利用定員を増やすことにより通常規模の事業所へ移行することなどから影響はないようです。残る米子市内の5事業所については、立地条件から境港市の利用者を受け入れたいと希望されるものが2つ、リハビリ特化型などで事業所に特徴があるものが3つです。これらの事業所に、今後も新規利用者を受け入れていただくには、米子市の同意を得た上で、境港市が各事業所を指定しなければなりません。そこで、米子市長にこれら5事業所について新規利用者の受け入れができるよう協議し、指定したいと考えています。